

川崎市告示第529号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和8年9月18日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
H S ユア・ライフ	H S ユア・ライフ	神奈川県川崎市川崎区東田町 2 番 1 9 号エステムプラザ川崎 1 5 0 3	居宅介護	令和 8 年 7 月 3 1 日	1415000528
H S ユア・ライフ	H S ユア・ライフ	神奈川県川崎市川崎区東田町 2 番 1 9 号エステムプラザ川崎 1 5 0 3	重度訪問介護	令和 8 年 7 月 3 1 日	1415000528
株式会社ケア 2 1	ケア 2 1 川崎	神奈川県川崎市川崎区追分町 5 - 3 島田ビル 2 0 1	同行援護	令和 8 年 8 月 3 1 日	1415000916